

各都道府県トラック協会会長 殿

公益社団法人 全日本トラック協会
会 長 寺 岡 洋 一
(公 印 省 略)

令和8年度「トラック運送業界における点検整備推進運動」の実施について

平素は当協会の業務運営に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、国土交通省物流・自動車局長より、別紙1のとおり「自動車点検整備推進運動の実施について（依頼）」の要請がありました。

これを受け、全ト協は、別紙3のとおり「トラック運送業界における点検整備推進運動」実施要領を定め、独自の取り組みを推進いたします。

また、本運動の実施期間は、全国統一の強化月間（9月）に加え、地域事情に応じて各都道府県トラック協会独自に設定する1ヶ月間となります。なお、各地方運輸局においては、10月を地方独自強化月間として実施します。

つきましては、貴協会におかれましても本趣旨をご理解の上、下記について傘下会員事業者に周知徹底をお願いするとともに、本運動の推進にご協力いただきたくよろしくお願い申し上げます。

記

1. 「トラック運送業界における点検整備推進運動」の実施について

- (1) 別紙1及び別紙2は、国土交通省から全ト協宛の協力要請通知及び実施細目です。
(別紙2の別添2及び別添4については、運輸局、運輸支局関係のため添付省略)
- (2) 別紙3は、国土交通省からの要請を受けて、トラック運送業界独自の取り組みをまとめた「トラック運送業界における点検整備推進運動」実施要領です。各協会におかれましては、これに基づいて積極的な運動の展開をお願い致します。

2. 実施結果の報告

別紙3の「第4.」により実施した、各都道府県トラック協会の実施結果報告（別紙4）については、11月13日（金）までに、報告をお願い致します。

なお、地方独自強化月間が11月以降で、上記期限に提出できない場合は、全ト協に連絡のうえ、地方独自強化月間が終わり次第ご提出ください。

3. 令和8年度自動車点検整備推進運動の取組みに係る事前周知について（別紙5関係）

自動車点検整備推進運動の中で、国土交通省の取組みとして、「前検査でユーザー車検を受検する場合には、定期点検記録簿を持参・提示し、直近の3ヶ月点検の実施状況について確認を受けることが必要になる」ことから、傘下会員事業者に周知をお願いいたします。

以上

(本件に関するお問い合わせ先)

(公社) 全日本トラック協会 交通・環境部

電話：03-3354-1045 FAX：03-3354-1019